

山口県認定リサイクル製品を募集します

山口県では、リサイクル製品の利用促進及びリサイクル産業の育成を図るため、県内で発生する循環資源を利用して、県内で製造加工されるリサイクル製品を認定し、その普及に努めています。

○募集期間

令和元年10月1日（火）～ 令和元年10月31日（木）

認定された製品は・・・

- 認定証を交付します
- 認定マークの表示ができます
- 県のホームページやパンフレットに掲載します
 - ・県の公共工事地産地消推進モデル事業の選定対象になります。
 - ・県の業務委託契約の指名競争入札において、認定事業者が追加指名の対象になります。



○対象製品

- ・県内で発生する循環資源を利用し、県内で製造加工されている。
- ・廃棄物等の発生抑制とリサイクルの推進に効果があると認められる。
- ・製造加工において、生活環境保全のための必要な措置が講じられている。
- ・既に県内で販売されている又は申請から6ヶ月以内に販売予定である。
- ・下記の認定基準に適合している。

○認定基準

次の基準を満たす安全性に配慮したものであること。

- ◎特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていない。
- ◎環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合している。

次のいずれかの規格に適合していること、又はこれに準じていること。

- ◎日本産業規格（JIS）
- ◎エコマーク認定基準
- ◎山口県土木工事共通仕様書（山口県土木建築部）
- ◎その他公的な機関が定める品質等の基準

※申請者が、過去3年以内に廃棄物処理法に基づく許可を取り消されたことがある場合、認定の対象外となります。

○提出書類

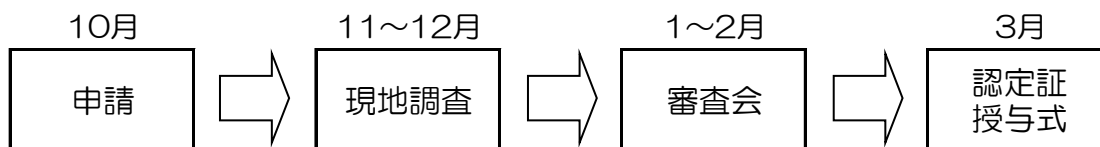
- ①申請書 ※1
- ②製品及びパンフレット ※2
- ③製品の規格に関する試験結果
- ④重金属等の溶出等に係る試験結果（必要と認められる場合）
- ⑤製造工程を示したフロー図
- ⑥品質管理規程（社内規程）
- ⑦基準となる公的機関等の規格が記載された書類（写し）
- ⑧廃棄物処理法、その他関係法令に基づく許可証等（写し）
- ⑨会社パンフレット

※ 1 県廃棄物・リサイクル対策課のホームページからダウンロードできます。

※ 2 製品はサンプルケースに入れてください。大型の製品は提出不要です。

○応募方法

10月31日（木）までに、下記の応募先に提出してください。



○応募先（問い合わせ先）

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県環境生活部

廃棄物・リサイクル対策課

ゼロエミッション推進班

TEL：083-933-2992

FAX：083-933-2999

Email：a15700@pref.yamaguchi.lg.jp